

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。
次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。



- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和6年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは...

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

北海道 自動車税 住所変更 で検索

お問い合わせ 札幌道税事務所自動車税部 電話：011-746-1190

成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチンのお知らせ

浦臼町では、令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になられた（なられる）方に対し、成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチン予防接種費の一部助成を行っています。対象の方には、令和5年4月頃に予診票を送付しています。

令和5年度対象の方が助成を受けられる最後の機会となりますので、これまでに受けていない方は、主治医に相談の上、令和6年3月31日までに接種をしましょう。

なお、これまでに成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、助成の対象にはなりませんのでご注意ください。詳細につきましては、令和6年1月号の広報または町ホームページをご覧ください。か、保健センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター） 電話：69-2100

旧優生保護法に関する一時金支給

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の支給を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので、以下にご連絡ください。

<相談支援センター>

電話	0120-031-711 (通話料無料)	メール	hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
受付時間	8時45分～17時30分 (土日祝日・年末年始除く)	ゆう ぽう 送	〒060-8588 (住所不要) ほっかいどう ほけんふくし ぶ 北海道保健福祉部 こ せいさくま かくか ないそうだん し えん 子ども政策企画課内相談支援センター
ファクシミリ	011-232-4240		

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください

マイナンバーカードを保険証として使うメリット

- ・紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
- ・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ・マイナンバーカードを保険証として登録する必要があります。
利用登録の方法は、
 - ①医療機関・薬局に設置されている顔認証機能付きカードリーダーで行う
※ただし、顔認証機能がついていないカードリーダーを設置している医療機関等では登録できません
 - ②ご自身のスマートフォン等を使用してマイナポータルアプリで行う
 - ③セブンイレブン内に設置されているセブン銀行ATMで行う

マイナンバーカードを持っていない方は、カードを作ってみませんか 申請には4つの方法があります！

スマートフォン	パソコン	郵便	証明用写真機
<ol style="list-style-type: none">①スマホで顔写真を撮影②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録④顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！	<ol style="list-style-type: none">①カメラで顔写真を撮影②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録③顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！	<ol style="list-style-type: none">①交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送して申請完了！	<ol style="list-style-type: none">①タッチパネルで「個人番号カード申請」を選択②撮影料金を投入し、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす③必要事項を入力④顔写真を撮影し送信して申請完了！

カードの受け取りは本人が役場で！

カードの申請から受取まで1～2ヶ月かかります。
カードができたなら役場から「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」（ハガキ）を郵送します。

ハガキが届いたら、次のものを持参して、本人が役場住民課住民係の窓口までお越しください。

なお、代理人による受け取りが可能な場合がありますので、外出が難しい方や通学等により本人の来庁が難しい方は、住民課住民係へご相談ください。

- ・マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（ハガキ）
- ・通知カード（お持ちの方のみ）
- ・住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（公的な顔写真付きのもの1点又は顔写真のないもの2点）

詳しくは
マイナンバーカード
で検索してね



お問い合わせ

住民課住民係 電話：68-2112